

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(高浜1, 2, 3, 4号機の設計及び工事の計画の認可申請(津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応)【10】、及び、高浜保安規定(新規制基準対応)【31】)」

2. 日時：令和3年1月20日 13時30分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席(※・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

岩田安全管理調査官、名倉安全管理調査官、立元管理官補佐、正岡管理官補佐、中野上席安全審査官、中房上席安全審査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、石井主任安全審査官、井上主任安全審査官、安田主任安全審査官、田澤審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力技術部長他27名※ 及び 担当者2名

5. 要旨

(1) 関西電力から、高浜発電所1号機、2号機、3号機及び4号機の設計及び工事の計画の認可申請及び保安規定変更認可申請(津波警報等が発表されない可能性のある津波への対策等)について、本日の提出資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について、詳細に説明することを求めるとともに、引き続き、内容を確認することとした。

○潮位観測システム(防護用)の計装誤差については、機器製造メーカー提示の考え方にに基づき評価したものであることを明確にした上で、説明内容を充実すること。

○1号機及び2号機側並びに3号機及び4号機側の双方の中央制御室衛星アンテナ(津波防護用)については、より一層の位置的分散ができない理由(構造・仕様上の制限等)及び竜巻事象が情報連携の機能に与える影響(代替設備の有無等)に関する説明を充実すること。あわせて、潮位観測システム(防護用)のうち衛星電話(津波防護用)の代替設備については、竜巻による損傷防止が期待できる電路(地下埋設等)を用いて構成するものを示すこと。

○入力津波のうち水位下降側の評価においては、Es-K5(エリアB)の崩壊規模100%の破壊伝播速度1.0m/s及び0.8m/sのケースが抽出された経緯、理由等についての説明を、①水位低下側の1,2SWP、3,4SWPの位置におけるパラメータの変化による水位の傾向の考察、1,2SWP、3,4SWPのそれぞれの取水可能水位に着目した代表ケース選定の経緯、③崩壊規模80%、破壊伝播速度1.0m/sを除外した理由、の観点から、充実すること。

○潮位観測システム（防護用）に関するLCO、AOTの設定全般については、対象設備の動作不能状態の定義に関して、想定される故障モードの整理等の定義の根拠も含めて、ハードウェアだけでなくソフトウェアも対象として、説明を充実すること。

○潮位観測システム（防護用）のうち潮位計のLCO、AOTの設定においては、実際の対応手順との整合性を確保すること。また、潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）のLCO、AOTの設定においては、潮位観測システム（防護用）のうち潮位計のLCO、AOTの設定における代替手順が確保される場合と確保されない場合の対応の考え方を踏まえた上で、実際の対応手順との整合性を確保すること。

○設計及び工事の計画の認可申請においては、申請書と添付資料の両者に示す内容により、原子炉施設保安規定変更認可申請においては、申請書と審査資料の両者に示す内容により、各々、新規制基準への適合性を説明することを踏まえて、それら書類に、審査会合での議論の内容を適切に反映すること。なお、本件に係る許可審査においては、書類の記載不備により、申請内容の事実確認に相当の時間を要したことから、そのようなことが再び生じないように、書類作成に関する品質管理も徹底すること。

(3) 関西電力から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 警報なし津波 設工認説明資料
- ・ 警報なし津波 保安規定説明資料

以上